○内閣府告示第三百六十八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　　直人

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）が、内閣総理大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち内閣総理大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○内閣府告示第三百六十九号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに出資者に払い戻すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　　直人

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに出資者に払い戻すべき金額を算定する基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）が民間等出資に係る不要財産（同条第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち内閣総理大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　機構が、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、出資者（同条第一項に規定する出資者をいう。以下同じ。）に払い戻すべき金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産に係る出資額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○内閣府・農林水産省告示第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　直人

農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人北方領土問題対策協会が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）が、内閣総理大臣（独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成十五年内閣府令第十二号）第三条第一項に規定する貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣。以下同じ。）の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から協会が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち内閣総理大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　協会が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○総務省告示第四百二十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構が政府出資等に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

総務大臣　片山　善博

独立行政法人情報通信研究機構が政府出資等に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が、総務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち総務大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○総務省告示第四百二十一号

独立行政法人情報通信研究機構が、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに、同条第三項の規定に基づき民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が算定する金額の算定基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

総務大臣　片山　善博

独立行政法人情報通信研究機構が民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が、民間等出資に係る不要財産（同条第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち総務大臣が定める額を控除した額をいう。